

带状疱疹の予防接種をご希望の方へ（説明書）

1. 带状疱疹について

带状疱疹は、水痘（みずぼうそう）のウイルスが原因で起こります。水痘が治った後もウイルスは体内に潜伏していて、加齢や過労、ストレス等で免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化して带状疱疹を発症します。

発症すると、体の片側に水疱を伴う紅斑が帯状に広がり、痛みを伴うことが多く長期間続きます。症状の多くは上半身にあらわれますが、顔や目、頭などにあらわれることもあります。他の人から感染して带状疱疹になるわけではありません。

2. 接種対象となる方

＜久万高原町に住民票のある方で下記に該当する方＞

令和7年度対象者	年齢	生年月日	年齢	生年月日
	65歳	昭和 35.4.2～36.4.1	90歳	昭和 10.4.2～11.4.1
	70歳	昭和 30.4.2～31.4.1	95歳	昭和 5.4.2～ 6.4.1
	75歳	昭和 25.4.2～26.4.1	100歳	大正 14.4.2～15.4.1
	80歳	昭和 20.4.2～21.4.1	100歳以上	大正 14.4.1 以前
	85歳	昭和 15.4.2～16.4.1		

※原則、これまでに带状疱疹ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外となります。

3. 带状疱疹ワクチンについて

带状疱疹ワクチンには生ワクチン（阪大微研：乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」）、組換えワクチン（GSK社：シングリックス）の2種類があり、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

4. ワクチンの種類・効果と副反応

ワクチン種別	生ワクチン 乾燥弱毒生水痘ワクチン 「ビケン」	組換えワクチン 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 「シングリックス」
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
接種回数	1回	2回
接種スケジュール		通常2か月以上の間隔において2回接種 ※病気や治療により、免疫の機能が低下した又は低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。
発症予防効果	約50%	約90%
持続性	5年程度	10年以上
副反応	注射部位の発赤、掻痒感、熱感、腫脹、疼痛等 重大な副反応として、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病等があらわれることがある。	注射部位の疼痛、発赤、腫脹、筋肉痛 重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー反応を含む過敏症状があらわれることがある。

5. 予防接種を受ける前に

① 予防接種を受けることができない方

- ・明らかに発熱している方（一般的に、体温が37.5℃以上）
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ・ワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある方
- ・その他、医師が不適當な状態と判断した方

② 接種前に医師に相談が必要な方

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方
- ・過去の予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方や、全身性の発疹などアレルギーが疑われる症状が出たことがある方
- ・今までにけいれんを起こしたことがある方
- ・過去に免疫不全と診断されたことがある方、もしくは近親者に先天性免疫不全の方がいる方
- ・このワクチンに含まれる成分でアレルギーを起こすおそれのある方
- ・血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を施行している方（※乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを接種する方）

6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項について

- ・接種後30分程度は病院にいるなどして様子を観察し、アレルギー反応などがあれば医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ・乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを接種された方は、接種後に注射による心因性反応を含む血管迷走神経反射として失神することがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は病院で背もたれのある椅子に座って、体調の変化がないことを確認してから帰宅しましょう。
- ・接種当日は激しい運動は避け、接種部位を清潔に保ってください。接種当日の入浴は差し支えありません。
- ・接種後に接種部位の異常な反応や体調の変化、高熱、けいれんなどの異常な症状があらわれた場合には、すぐに医師の診察を受けてください。

7. 予防接種健康被害救済制度について

・予防接種では健康被害（疾病、障害又は死亡）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

定期の予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合は、予防接種健康被害救済制度により、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

申請手続き等については、住民登録のある市町にご相談ください。